＜2026.10.20 改正＞

理工学会「学生会員の研究・開発活動に対する補助」および「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」要項

本会は、学生会員の研究・開発活動に対して補助を行っています。
つきましては、下記の要領で補助を行いますので、奮って申請されるようご案内します。

記

1．申請資格者

学生会員の研究・開発活動に対する補助

先端理工学部教員が指導教員となっており、研究・開発活動時に、次のいずれかであること。

1）理工学会学生会員であるもの
2）理工学会学生会員で構成されるグループ

学部生の学会聴講参加登録費に対する補助

理工学会学生会員で、聴講参加時に学部学生であること。

ただし、休学中の学生会員は、年会費の免除期間内において補助対象外とする。

2．補助対象活動

以下の理工学に関わる活動を対象とする。
補助対象となる支出科目や補助上限額については、5．補助対象内容 を参照。

学生会員の研究・開発活動に対する補助	【A】 学会発表（国内・国外）	国内・国外の学会発表・研究会発表等を行ったもの
	【B】 競技会・展示会	学外団体が主催する競技会・展示会に出場したもの
	【C】 派遣留学	学生交換協定に基づく派遣留学とその他の理工学研究科が認めた派遣留学
	【D】 北米拠点科目履修	北米拠点（RUBeC）で展開する科目履修
	【E】 協定大学単位互換	明治大学・広島大学との協定による単位互換プログラム
学部生の学会聴講参加登録費に対する補助	【F】 学会聴講	理工学に関わる国内・国外の学会等の聴講参加 ※「学会等」とは、日本学術会議の協力学術研究団体ならびに法人格をもった学協会などの団体とする

※【A】【B】【C】【D】【E】【F】の中から、1年度（参加年度）につき1回の補助申請とする。

3．申請方法

申請書類（様式等）の入手方法	理工学会ホームページ〔先端理工学部ホームページ内〕からダウンロード。 https://www.rikou.ryukoku.ac.jp/gakkai
提出方法	提出窓口（龍谷メルシー瀬田事業所）へ申請書類を提出。 ※申請書類の詳細は、6．申請書類 を参照。
提出期限	**参加日程の終了日（帰着日）から3週間以内＜厳守＞** ※提出期限が窓口閉室日の場合は、翌開室日までとする。 ※提出期限後の申請は不可。 ※記載内容不備等による再提出は、1週間以内におこなうこと。 ※【A】～【E】については、申請書類提出後、3日以内に「龍谷理工ジャーナル」用原稿（Wordデータ）をメール添付にて送付すること。 なお、提出する紙媒体とWordデータの内容は同一のものとし、改変を行わないこと。
提出先・問い合わせ先	窓　　口：1号館1階 龍谷メルシー瀬田事業所 ※申請は窓口提出に限ります。郵送やメール等での申請は不可です。 受付時間：平日 9:30～16:30　※夏期および冬期等の一斉休業期間中は閉室 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：st-gakkai@r-merci.jp　※「龍谷理工ジャーナル」用原稿（Wordデータ）送付先

4．選考時期および選考結果

理工学会役員会（年度4回：4月、7月、10月、1月の各下旬に予定）において選考。
選考結果はポータルサイトにて発表。

【F】学会聴講

５．補助対象内容

補助対象となる支出科目や補助上限額については、以下のとおり。

【学会聴講】

科目		補助対象	提出物	補助上限額
1	参加登録費	領収書に基づき実費 ※学会費納入が必須の場合や、納入すると割引される場合も、学会費額は補助対象外とする。	・領収書 ・明細が分かる実施要項等	3 万円上限

６．申請書類

申請に必要な書類は以下のとおり。

提出前に不備がないか、必ず確認して提出を行うこと。

なお、航空券や宿泊等の予約を要するものや参加登録費などの領収書の宛名については、必ず、「申請者本人」が個人で予約等を行うとともに、「申請者本人宛」の領収書を提出すること。

申請者本人が支払をおこなったことが証明できない場合は、補助対象と出来かねます。

必要書類	詳細
(1) 申請書	○所定の様式を使用すること。 ＜「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」申請書＞ ○指導教員またはクラス担任教員の確認と署名捺印が必要。
(2) 証明資料	○学会・研究会等の概要（学会名、開催日、会場名、所在地名、参加登録費を含む情報）を確認できるものを確認できるものを提出すること。 ※プログラムや実施要項のコピー、ホームページを印刷したもの等。
(3) 参加登録費の領収書	○取り扱いについては、５．補助対象内容 も確認のこと。 ○支払いは以下の方法に限る。 ・現金払い ・本人名義のクレジットカード払い（1回払い） ・振込、払込票を使った払込、本人名義の金融機関からの引落 ※プリペイドカード（大学生協カード等）や電子マネー（○○Pay等）は利用不可。
(4) 報告書	○所定の様式を用いて作成し、紙媒体を提出すること。 ＜「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」報告書＞ ○字数は200字以上とし、1枚に収めること。 ○報告書は、学会聴講の目的や聴講を経て自身の今後の研究活動において活かしていきたいこと等を記載すること。 ○指導教員またはクラス担任教員の確認と署名捺印が必要。
(5) 「理工学会補助金の銀行振込について（依頼）」	○補助金の振込先の情報を記入すること。 ○学生証のコピー（表・裏） を貼付すること。 ○振込先口座がわかる書類（キャッシュカードや通帳の写し）を添付すること。
(6) 提出書類チェック表	（1）～（5）の必要書類等において不備・不足がないか確認し、提出書類チェック表を✓したものを、申請時に併せて提出すること。

以　上